

事 務 連 絡  
平成 22 年 2 月 15 日

市町村 介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局総務課

景気対応緊急保証制度について  
（周知依頼）

平素より当省の業務に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 1 月 28 日の平成 21 年度第 2 次補正予算の成立に伴い、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）において決定された「景気対応緊急保証」が 2 月 15 日から開始します。

平成 22 年 2 月 15 日付で、別添の事務連絡を介護保険事業関係団体に対し発出しましたので、ご承知おきください。

本制度においては、一部例外業種を除き、全業種を対象とされており、医療・介護の業種についても「景気対応緊急保証制度」の対象とされています。

当該制度は、個別の企業が認定基準を満たして市区町村長の認定（認定基準を含む事務は各市区町村の景気対応緊急保証制度の担当課）を受けた場合、信用保証協会の保証のもと、融資を受けることが可能となる制度です。具体的な認定基準、保証内容等については別添 2 を御確認ください。なお、当該制度は平成 22 年度限りのものです。

当該制度の具体的な認定基準、行政内容等のお問い合わせについては、信用保証協会又は各経済産業局まで照会くださいますよう、事業者により周知願います。